

埼玉西部環境保全組合庁舎管理規則

制定 平成11年 1月 4日 規則第1号

埼玉西部環境保全組合庁舎管理規則

埼玉西部環境保全組合庁舎管理規則（昭和53年規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、庁舎（その附属施設及び敷地を含む。以下同じ。）における秩序の維持及び災害の防止に関し必要な事項を定め、もって庁舎の保全を図り、公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

（庁舎管理責任者）

第2条 庁舎には、庁舎管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び管理責任者の職務を代理する者（以下「代理者」という。）を置く。

2 前項の管理責任者は、事務局長とする。

3 管理責任者は、所管の庁舎内の秩序の維持、使用の規制及び火災、盗難その他の災害の防止に努めなければならない。

4 管理責任者が不在の場合は、代理者が前項に規定する管理責任者の職務を代理する。

（各室管理責任者）

第3条 管理責任者は、必要があると認めるときは、職員のうちから各室管理責任者を指定することができる。

2 各室管理責任者は、管理責任者の命を受けて、その所管に係る事務室内の秩序の維持、整理整頓、清掃等に努めるとともに、火災、盗難その他の災害の防止に努めなければならない。

（許可行為）

第4条 庁舎において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、事前に管理者の許可を受けなければならない。

(1) 組合以外のものが主催する集会、催しもの又はこれに類する行為をすること。

(2) 物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をすること。

(3) ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類する物を掲示、又は配布すること。

(4) 面会、陳情、見学等のため集団で出入りすること。

(5) 仮設工作物その他の施設を設置し、又は物件を設置すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、庁舎使用許可申請書（別記様式）を提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請に対し許可しようとする場合は、必要な条件を附し、又は指示することができる。

（禁止行為）

第5条 庁舎内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 正当な理由がなく、爆発性物質、劇毒物、銃器、凶器等の危険物を持ち込むこと。

(2) 著しく庁舎内の通行を妨げること。

(3) 庁舎及びその他の物件を汚損し、又はき損すること。

(4) 示威行為又はけん騒にわたる行為をすること。

(5) 所定の場所以外の場所に駐車すること。

(6) 喫煙の設備のない場所において喫煙すること。

(7) その他庁舎等の秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすような行為をすること。

（立入拒否又は退去命令等）

第6条 管理者は、次の各号の一に該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎への立入りを禁止し、当該行為を制止し、庁舎からの退去を命じ、物件の撤去を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項又は前条の規定に違反した者

(2) 第4条第3項の規定により附された条件に違反した者

2 管理者は前項に掲げる物の所有者、又は占有者が前項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。

（使用時間の制限）

第7条 第4条第1項第2号に係る許可を受けた者は、同条第3項に定める条件のほか、埼玉西部環境保全組合職員の勤務時間に関する規程（平成11年訓令第1号）の定めるところにより職員の公務時間内における当該行為をすることができない。ただし、管理責任者が認めた場合にはこの限りでない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

埼玉西部環境保全組合管理者 様

申請者 住 所
氏 名
（又は団体名）
連絡先

庁 舎 使 用 許 可 申 請 書

埼玉西部環境保全組合庁舎管理規則第4条第1項の規定により次のとおり許可を受けたいので申請します。

使用年月日	年 月 日
使用時間	午後 時 分 ~ 午後 時 分
使用場所	
参加人員	
使用目的	
備 考	

----- 切 取 線 -----

許 可 書

様

年 月 日付けて申請のあった について

は、申請のとおり 許可します。
次の条件を付して

年 月 日

埼玉西部環境保全組合管理者

㊟